

危険木判定の手順

1 樹木の写真を撮影する

2 下記の項目を調べ記入する。

公園名

植栽箇所

樹種

樹高

枝下高

枝張 直角 2 方向

幹周

支柱の有無及び種類

3 樹木の傷、腐朽について調査し数値を記入するとともに図示をする。

傷の位置、大きさ

腐朽の位置、大きさ

傷・腐朽の位置、広がりを図示

4 樹木の容姿の観察、記録(別紙2の表1により評価し記録)

樹形について

梢頭・枝の枯損や折れ

枝葉の密度

葉の色・形・大きさ

病害虫

剪定

5 総合判定

別紙2の表3により判断するが、主に表2により判断された傷・腐朽の状況がどちらか幹周の1/3以上であれば総合評価は「要注意」以上、1/2以上あれば「危険」となる。

容姿診断の各項目の平均点が2.4以上3.2未満で「樹勢の衰えが著しい」と考えられ、3.2以上で「枯死寸前」と判断する。

これらの診断を勘案し、総合評価を行う。